

総務常任委員会提出資料
令和8年2月17日総務部

旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）結果

令和8年1月

旭川市総務部契約課

旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）結果 目次

1	調査概要	1
2	調査結果概要	1
3	各年度の調査結果の推移	4
4	職種別総括表（別表1）	5
5	職種別総括表（詳細）（別表1－2）	6
6	年齢層別（別表2）	7
7	経験年数層別（別表3）	8
8	就業形態別（別表4）	9
9	月給制・日給制別（別表5）	10
10	元請・下請別（別表6）	11
11	設計労務単価との比較（別表7）	12
12	外国人労働者の状況（別表8）	13
13	法定外労災保険の加入状況及び週休2日制取組状況（別表9）	14
14	事業者調査結果と主な意見（別紙1）	15
15	旭川市公契約に係る労働者賃金等の実態調査試行要領	19
16	旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）調査票	22

旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）結果

1 調査概要

- (1) 調査の目的 公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保を図るため、市が発注する工事に従事する労働者の賃金等を調査し、労働者賃金等を把握することを目的とする。
- (2) 実施期間 令和7年9月1日から令和7年10月28日まで
- (3) 調査内容 調査対象工事に直接従事する労働者に対する令和7年4月～令和7年8月のいずれかの月での支払賃金
- (4) 調査対象工事 設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）500万円以上の建設工事で令和7年4月1日から令和7年8月31日までの間に1日以上施工期間が含まれるもの
- (5) 支払賃金等 調査対象工事の受注者（元請事業者）及びその受注者と下請契約する受注者（下請事業者）が支払う賃金
- (6) 調査方法 調査対象工事の受注者に対し、調査票（旭川市公契約に係る労働者賃金等の実態調査試行要領様式第1号）提出の協力を依頼し、提出された調査票のうち、直接従事した労働者を雇用した回答を集計。また、回答があった事業者から、任意で抽出した事業者に、提出された調査票の内容確認のため賃金台帳の提出及び労働者賃金の動向を確認する調査を実施。
なお、調査票の労働賃金単価は、国が実施している公共事業労務費調査の算出方法に準じて算出。
- (7) 集計件数

	事業者数	対象労働者数
元請事業者	47社	214人
下請事業者	69社	249人
合計	116社	463人

2 調査結果概要

- (1) 労働者の平均賃金は、対象労働者全体の加重平均で17,401円/日である。
また、全ての職種において平均賃金が時給換算で1,397円以上の状況にあり、最も低かった職種でも、最低賃金法で定める最低賃金（令和6

年10月1日発効、北海道の地域別最低賃金、時間額1,010円)以上が確保されている。

時間外手当について、全労働者の平均月額が37,886円(全体の平均時間外労働時間は17.4時間/月)であり、対象労働者のうち64.1%の297人が時間外労働に従事している。時間外手当の平均額が最高の職種はダクト工で月額70,472円(職種全体の平均時間外労働時間39.3時間/月)であった。

※以下、「賃金」は日額(8時間)をいう。

(2) 最低賃金と最高賃金(別表1)

回答のあった25職種のうち、11職種で最高賃金は最低賃金の2倍以上となっている。

主な職種では、普通作業員が5.6倍、運転手(特殊)が3.9倍、電工が3.4倍、とび工が3.3倍、特殊作業員3倍となっている。

(3) 年齢、経験年数による賃金の関係

ア 年齢と賃金の関係(別表2)

平均賃金で比較すると10代から20代及び70代以上で賃金が低く、40代から50代で賃金が高い傾向が見られる。

イ 経験年数と賃金の関係(別表3)

平均賃金で比較すると、労働者が経験年数を重ねるにつれて高い賃金が支払われる傾向がある。

(4) 就業・賃金形態と賃金の関係

ア 就業形態別(別表4)

常雇と日雇で、比較できた3職種中、普通作業員及び交通誘導員Bの平均賃金は常雇が上回ったが、運転手(一般)は、日雇労働者への支払賃金が上回っている傾向が見受けられた。

イ 賃金形態別(別表5)

月給制と日給制で、比較できた10職種中、特殊作業員、軽作業員等の6職種で月給制平均賃金が日給制平均賃金を上回っており、普通作業員、とび工等の4職種で日給制平均賃金が月給制平均賃金を上回っていた。

(5) 元請、下請の賃金の関係(別表6)

元請と下請（2次以降を含む）で、比較できた8職種において、平均賃金で元請が下請を上回っていたのは軽作業員及び電工の2職種であった。特殊作業員、普通作業員、運転手（特殊）、運転手（一般）、土木一般世話役及び配管工の6職種は、下請の平均賃金に元請を上回るものがあった。

また、比較できた8職種において、平均賃金で元請と下請の差が一番大きかった職種は、電工で元請が下請を9,560円上回っていた。

（6）設計労務単価との関係（別表7）

今回調査した実態賃金の全体水準を計るため、公共工事設計労務単価（国が実施する公共事業労務費調査を基に定めたもの）と比較した。

今回調査した対象労働者全体の加重平均賃金は17,401円/日であり、北海道の公共工事設計労務単価が設定されている職種のうち、今回提出のあった25職種の設計労務単価の加重平均額23,847円/日の72.97%となっている。

また、25職種中、配管工92%、軽作業員90%、交通誘導員B89%、土木一般世話役87%等、12職種で平均賃金が公共工事設計労務単価の7割以上となっている。

（7）その他

ア 外国人労働者の状況（別表8）

外国人労働者は、普通作業員など4職種で従事していた。平均賃金はいずれの職種も対象労働者全体の平均賃金を下回っている。

イ 法定外労災保険の加入状況（別表9）

81%が法定外労災保険に加入済みという結果であった。

ウ 週休2日制取組状況

回答があった事業者のうち50%が4週8休以上実施済、44%が4週6休又は7休実施済、6%が4週5休以下の実施という結果であった。

（8）ロゴフォーム調査及び聞き取り調査

ア 対象事業者 調査票提出事業者（元請、下請の別なし）

イ 実施時期 令和7年11月1日から令和7年12月9日

ウ 調査事業者数 15社（うち聞き取り調査6社）

エ 調査内容 提出された調査票の内容確認（賃金台帳等との照合）及び労働者賃金等の動向

オ 調査結果 概ね調査票のとおりであった。また、労働者賃金等の動向についての調査結果は別紙1のとおり。

賃金を上げたと回答した事業者は12社あり、物価高騰、ベースアップ、定期昇給、最低賃金の上昇など、作業員の流出防止及び雇用確保等の理由が挙げられた。

また、賃金は昨年と同じと回答した事業者は3社あり、以前に大幅にアップしたため、今年度は賃金を上げなかったとの回答があった。

3 各年度の調査結果の推移

	労働賃金単価	前回比	設計労務単価との割合
令和元年度	13,717円	—	71.22%
令和2年度	14,059円	+2.5%	70.74%
令和3年度	13,682円	-2.7%	70.36%
令和4年度	14,341円	+4.8%	68.83%
令和5年度	—	—	—
令和6年度	—	—	—
令和7年度	17,401円	+21.3%	72.97%

※労働賃金単価は1日（8時間）当たりの額

(1) 職種別総括表

別表 1

職種番号	職種	労働者数	平均			最高	最低
			労働賃金単価	年齢	経験年数	労働賃金単価	労働賃金単価
1	特殊作業員	61	18,369	50	18	32,500	10,744
2	普通作業員	162	15,115	47	16	44,848	8,080
3	軽作業員	8	17,002	49	22	27,677	11,846
4	造園工	7	12,764	46	8	17,504	9,001
6	とび工	27	17,359	37	14	26,648	8,182
7	石工	2	25,455	53	24	26,182	24,727
9	電工	33	22,743	42	18	38,025	11,129
10	鉄筋工	5	12,583	41	17	18,234	9,689
12	塗装工	1	12,500	64	48	12,500	12,500
13	溶接工	1	21,307	45	27	21,307	21,307
14	運転手(特殊)	34	19,704	52	26	38,889	10,000
15	運転手(一般)	19	13,220	62	29	19,908	9,437
24	橋りょう世話役	2	29,391	59	37	35,783	23,000
25	土木一般世話役	6	24,143	52	23	31,409	14,587
35	左官	2	16,514	53	35	16,853	16,175
36	配管工	26	23,439	50	24	34,337	16,182
37	はつり工	9	15,322	50	21	18,201	13,197
38	防水工	7	22,942	46	19	27,769	16,406
41	サッシ工	3	11,179	40	17	13,637	9,872
45	建具工	8	20,268	34	14	27,895	9,783
46	ダクト工	3	22,116	48	30	22,771	20,907
47	保温工	5	17,424	39	10	20,836	8,571
49	設備機械工	7	21,657	39	5	31,957	16,028
50	交通誘導員A	11	13,399	52	15	18,511	11,000
51	交通誘導員B	14	12,958	57	10	17,040	10,509
全 職 種		463	17,401	48	18	44,848	8,080

※労働賃金単価は1日(8時間)当たりの額(円)

(時間外手当を含まない)

平均		時間外 手当対 象者数	最高	
時間外手当	時間外 労働時間		時間外手当	時間外 労働時間
44,850	22.0	37	140,748	69.5
37,261	17.4	105	133,608	69.5
44,341	6.9	7	68,680	32.0
8,020	4.0	3	14,857	7.1
41,816	21.6	18	126,496	59.0
0	0.0	0	0	0.0
33,201	14.1	17	132,848	43.0
23,729	15.5	5	28,946	19.5
0	0.0	0	0	0.0
0	0.0	0	0	0.0
54,121	21.1	18	112,401	40.0
37,722	23.1	17	91,531	56.5
0	0.0	0	0	0.0
69,788	22.3	3	128,772	44.0
0	0.0	0	0	0.0
22,330	9.7	17	48,118	24.3
5,536	4.6	5	11,250	8.0
38,707	16.7	3	39,100	17.0
5,642	3.5	2	7,320	4.0
66,821	31.9	7	128,552	54.3
70,472	39.3	3	86,450	47.5
0	0.0	0	0	0.0
68,029	19.6	7	130,424	45.5
19,687	11.0	10	38,693	27.5
15,246	8.1	13	53,646	21.5
37,886	17.4	297	140,748	69.5

※時間外手当、時間外労働時間は1か月当たり

職種番号	職種	労働者数	平均			最高					最低				
			労働賃金単価	年齢	経験年数	労働賃金単価	年齢	経験年数	就業形態	賃金形態	労働賃金単価	年齢	経験年数	就業形態	賃金形態
1	特殊作業員	61	18,369	50	18	32,500	53	31	常雇	月給制	10,744	63	25	常雇	月給制
2	普通作業員	162	15,115	47	16	44,848	67	36	常雇	月給制	8,080	18	0	常雇	日給制
3	軽作業員	8	17,002	49	22	27,677	48	13	常雇	月給制	11,846	28	4	常雇	月給制
4	造園工	7	12,764	46	8	17,504	59	14	常雇	月給制	9,001	22	2	常雇	月給制
6	とび工	27	17,359	37	14	26,648	53	32	常雇	日給制	8,182	23	0	常雇	月給制
7	石工	2	25,455	53	24	26,182	59	19	常雇	月給制	24,727	46	28	常雇	月給制
9	電工	33	22,743	42	18	38,025	43	16	常雇	月給制	11,129	21	3	常雇	月給制
10	鉄筋工	5	12,583	41	17	18,234	65	36	常雇	日給制	9,689	24	0	常雇	月給制
12	塗装工	1	12,500	64	48	12,500	64	48	常雇	月給制	12,500	64	48	常雇	月給制
13	溶接工	1	21,307	45	27	21,307	45	27	常雇	月給制	21,307	45	27	常雇	月給制
14	運転手(特殊)	34	19,704	52	26	38,889	53	25	常雇	月給制	10,000	41	21	常雇	月給制
15	運転手(一般)	19	13,220	62	29	19,908	54	20	常雇	月給制	9,437	75	52	常雇	日給制
24	橋りょう世話役	2	29,391	59	37	35,783	62	42	常雇	日給制・ 出来高制	23,000	56	31	常雇	日給制・ 出来高制
25	土木一般世話役	6	24,143	52	23	31,409	58	40	常雇	月給制	14,587	25	5	常雇	月給制
35	左官	2	16,514	53	35	16,853	52	34	常雇	月給制	16,175	53	35	常雇	月給制
36	配管工	26	23,439	50	24	34,337	51	20	常雇	日給制	16,182	40	22	常雇	月給制
37	はつり工	9	15,322	50	21	18,201	46	25	常雇	日給制	13,197	62	33	常雇	日給制
38	防水工	7	22,942	46	19	27,769	31	5	常雇	日給制	16,406	71	12	常雇	日給制
41	サッシ工	3	11,179	40	17	13,637	50	26	常雇	月給制	9,872	48	19	常雇	月給制
45	建具工	8	20,268	34	14	27,895	43	24	常雇	月給制	9,783	21	0	常雇	月給制
46	ダクト工	3	22,116	48	30	22,771	55	37	常雇	月給制	20,907	44	26	常雇	月給制
47	保温工	5	17,424	39	10	20,836	52	12	常雇	月給制	8,571	21	0	常雇	月給制
49	設備機械工	7	21,657	39	5	31,957	39	12	常雇	月給制	16,028	22	1	常雇	月給制
50	交通誘導員A	11	13,399	52	15	18,511	44	25	常雇	月給制	11,000	55	12	常雇	日給制
51	交通誘導員B	14	12,958	57	10	17,040	37	12	常雇	日給制	10,509	27	0	日雇	日給制
全 職 種		463	17,401	48	18	44,848	67	36	常雇	月給制	8,080	18	0	常雇	日給制

※労働者賃金単価は1日(8時間)当たりの額(円)

(2) 年齢層別

別表 2

職種番号	職種	労働者数	10代		20代		30代		40代		50代		60代		70代以上	
			労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金
1	特殊作業員	61	0	0	6	20,491	5	14,809	19	18,640	16	20,933	15	15,630	0	0
2	普通作業員	162	5	12,553	39	12,773	21	15,452	23	15,849	26	17,458	26	18,188	22	12,357
3	軽作業員	8	0	0	2	12,583	0	0	3	21,119	1	20,267	1	12,859	1	14,368
4	造園工	7	0	0	2	10,973	1	13,350	0	0	3	14,351	1	11,000	0	0
6	とび工	27	0	0	8	11,636	6	17,069	10	19,751	3	25,224	0	0	0	0
7	石工	2	0	0	0	0	0	0	1	24,727	1	26,182	0	0	0	0
9	電工	33	0	0	7	19,023	6	19,075	11	27,390	7	23,637	1	20,820	1	15,327
10	鉄筋工	5	0	0	3	10,411	0	0	0	0	0	0	2	15,841	0	0
12	塗装工	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	12,500	0	0
13	溶接工	1	0	0	0	0	0	0	1	21,307	0	0	0	0	0	0
14	運転手（特殊）	34	0	0	0	0	2	20,712	12	19,169	12	21,746	6	19,077	2	11,528
15	運転手（一般）	19	0	0	0	0	0	0	1	12,815	9	14,326	3	12,029	6	12,225
24	橋りょう世話役	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23,000	1	35,783	0	0
25	土木一般世話役	6	0	0	1	14,587	0	0	0	0	5	26,054	0	0	0	0
35	左官	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	16,514	0	0	0	0
36	配管工	26	0	0	1	18,837	2	20,654	7	23,879	10	24,749	6	22,437	0	0
37	はつり工	9	0	0	0	0	0	0	6	15,570	1	15,495	2	14,490	0	0
38	防水工	7	0	0	2	24,037	1	27,769	0	0	3	22,782	0	0	1	16,406
41	サッシ工	3	0	0	1	10,029	0	0	1	9,872	1	13,637	0	0	0	0
45	建具工	8	0	0	4	15,461	1	22,918	2	24,871	0	0	1	27,637	0	0
46	ダクト工	3	0	0	0	0	0	0	2	21,789	1	22,771	0	0	0	0
47	保温工	5	0	0	2	13,275	0	0	2	19,868	1	20,836	0	0	0	0
49	設備機械工	7	0	0	1	16,028	3	24,308	2	21,166	1	20,316	0	0	0	0
50	交通誘導員 A	11	0	0	1	12,854	1	11,504	3	14,379	3	11,813	2	13,223	1	18,007
51	交通誘導員 B	14	0	0	1	10,509	1	17,040	3	14,164	2	12,789	3	13,278	4	11,489
全 職 種		463	5	12,553	81	14,136	50	17,273	109	19,277	109	19,868	71	17,465	38	12,588
構 成 比			1.1%		17.5%		10.8%		23.5%		23.5%		15.3%		8.2%	

※平均賃金は1日（8時間）当たりの額（円）

(3) 経験年数層別

別表3

職種番号	職種	労働者数	1年未満		3年以下		5年以下		10年以下		20年以下		30年以下		31年以上	
			労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金
1	特殊作業員	61	1	11,126	3	14,968	2	16,118	12	18,343	16	18,775	18	17,803	9	21,256
2	普通作業員	162	14	12,673	29	13,108	14	12,416	26	14,628	27	15,790	16	15,512	36	18,399
3	軽作業員	8	0	0	1	13,319	1	11,846	0	0	2	23,972	2	17,840	2	13,614
4	造園工	7	1	13,350	2	9,803	1	11,000	1	12,945	1	17,504	1	14,945	0	0
6	とび工	27	3	8,182	2	14,387	6	14,197	1	17,030	5	19,623	8	20,262	2	26,472
7	石工	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	26,182	1	24,727	0	0
9	電工	33	1	17,786	5	18,077	1	11,449	6	18,891	6	25,286	8	27,603	6	24,168
10	鉄筋工	5	2	9,690	1	11,854	0	0	0	0	0	0	0	0	2	15,841
12	塗装工	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	12,500
13	溶接工	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21,307	0	0
14	運転手(特殊)	34	0	0	0	0	1	17,751	0	0	8	18,106	15	20,750	10	19,607
15	運転手(一般)	19	0	0	1	12,253	0	0	2	12,677	3	14,641	5	11,379	8	14,095
24	橋りょう世話役	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	29,391
25	土木一般世話役	6	0	0	0	0	1	14,587	0	0	2	20,749	1	28,988	2	29,893
35	左官	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	16,514
36	配管工	26	0	0	0	0	3	20,827	2	17,802	5	26,728	7	23,554	9	23,644
37	はつり工	9	0	0	0	0	0	0	1	14,354	3	15,071	3	16,545	2	14,346
38	防水工	7	0	0	1	24,572	1	27,769	1	23,503	1	16,406	1	22,497	2	22,925
41	サッシ工	3	0	0	0	0	0	0	1	10,029	1	9,872	1	13,637	0	0
45	建具工	8	1	9,783	1	14,454	1	19,915	1	17,693	2	22,382	1	27,895	1	27,637
46	ダクト工	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	21,789	1	22,771
47	保温工	5	1	8,571	1	19,973	0	0	1	17,978	1	20,836	1	19,763	0	0
49	設備機械工	7	0	0	3	18,647	0	0	3	21,233	1	31,957	0	0	0	0
50	交通誘導員A	11	0	0	0	0	2	15,431	1	13,982	5	12,008	3	14,168	0	0
51	交通誘導員B	14	1	10,509	5	12,398	0	0	1	10,800	6	14,185	1	13,000	0	0
全職種		463	25	11,699	55	14,148	34	14,673	60	16,280	96	18,191	96	19,195	97	19,806
構成比			5.4%		11.9%		7.3%		13.0%		20.7%		20.7%		21.0%	

※平均賃金は1日(8時間)当たりの額(円)

(4) 就業形態別

別表 4

職種番号	職種	労働者数	常雇				日雇			
			労働者数	平均賃金	最高賃金	最低賃金	労働者数	平均賃金	最高賃金	最低賃金
1	特殊作業員	61	61	18,369	32,500	10,744	0	0	0	0
2	普通作業員	162	150	15,201	44,848	8,080	12	14,040	19,156	10,729
3	軽作業員	8	8	17,002	27,677	11,846	0	0	0	0
4	造園工	7	7	12,764	17,504	9,001	0	0	0	0
6	とび工	27	27	17,359	26,648	8,182	0	0	0	0
7	石工	2	2	25,455	26,182	24,727	0	0	0	0
9	電工	33	33	22,743	38,025	11,129	0	0	0	0
10	鉄筋工	5	5	12,583	18,234	9,689	0	0	0	0
12	塗装工	1	1	12,500	12,500	12,500	0	0	0	0
13	溶接工	1	1	21,307	21,307	21,307	0	0	0	0
14	運転手(特殊)	34	34	19,704	38,889	10,000	0	0	0	0
15	運転手(一般)	19	18	12,945	19,908	9,437	1	18,182	18,182	18,182
24	橋りょう世話役	2	2	29,391	35,783	23,000	0	0	0	0
25	土木一般世話役	6	6	24,143	31,409	14,587	0	0	0	0
35	左官	2	2	16,514	16,853	16,175	0	0	0	0
36	配管工	26	26	23,439	34,337	16,182	0	0	0	0
37	はつり工	9	9	15,322	18,201	13,197	0	0	0	0
38	防水工	7	7	22,942	27,769	16,406	0	0	0	0
41	サッシ工	3	3	11,179	13,637	9,872	0	0	0	0
45	建具工	8	8	20,268	27,895	9,783	0	0	0	0
46	ダクト工	3	3	22,116	22,771	20,907	0	0	0	0
47	保温工	5	5	17,424	20,836	8,571	0	0	0	0
49	設備機械工	7	7	21,657	31,957	16,028	0	0	0	0
50	交通誘導員A	11	11	13,399	18,511	11,000	0	0	0	0
51	交通誘導員B	14	11	13,322	17,040	10,578	3	11,622	13,000	10,509
全職種		463	447	17,528	44,848	8,080	16	13,846	19,156	10,509
構成比			96.5%				3.5%			

※平均賃金, 最低賃金, 最高賃金は1日(8時間)当たりの額(円)

職種番号	職種	労働者数	設計労務単価 (令和7年度)	月給制			日給制			その他
				労働者数	平均賃金	設計労務単価 との割合	労働者数	平均賃金	設計労務単価 との割合	
1	特殊作業員	61	25,300	53	18,580	73.44%	8	16,973	67.09%	
2	普通作業員	162	20,900	94	14,963	71.60%	66	15,253	72.98%	2
3	軽作業員	8	18,900	5	17,612	93.19%	3	15,985	84.57%	
4	造園工	7	23,900	7	12,764	53.41%	0	0	0.00%	
6	とび工	27	28,600	17	15,077	52.72%	10	21,237	74.26%	
7	石工	2	—	2	25,455	0.00%	0	0	0.00%	
9	電工	33	27,600	33	22,743	82.40%	0	0	0.00%	
10	鉄筋工	5	29,600	3	10,411	35.17%	2	15,841	53.52%	
12	塗装工	1	29,000	1	12,500	43.10%	0	0	0.00%	
13	溶接工	1	31,100	1	21,307	68.51%	0	0	0.00%	
14	運転手(特殊)	34	25,900	30	20,647	79.72%	4	12,625	48.75%	
15	運転手(一般)	19	21,500	9	14,598	67.90%	10	11,981	55.72%	
24	橋りょう世話役	2	45,000	0	0	0.00%	0	0	0.00%	2
25	土木一般世話役	6	27,800	6	24,143	86.85%	0	0	0.00%	
35	左官	2	30,200	2	16,514	54.68%	0	0	0.00%	
36	配管工	26	25,500	22	22,630	88.75%	4	27,886	109.36%	
37	はつり工	9	30,600	1	15,782	51.58%	8	15,264	49.88%	
38	防水工	7	31,200	0	0	0.00%	7	22,942	73.53%	
41	サッシ工	3	29,000	3	11,179	38.55%	0	0	0.00%	
45	建具工	8	—	8	20,268	0.00%	0	0	0.00%	
46	ダクト工	3	25,200	3	22,116	87.76%	0	0	0.00%	
47	保温工	5	28,400	5	17,424	61.35%	0	0	0.00%	
49	設備機械工	7	28,500	7	21,657	75.99%	0	0	0.00%	
50	交通誘導員A	11	17,500	2	15,008	85.76%	9	13,041	74.52%	
51	交通誘導員B	14	14,600	0	0	0.00%	14	12,958	88.75%	
全職種		463		314	18,040		145	15,847		4

※「その他」欄の4名のうち、2名は出来高給制（職種番号「2普通作業員」）、2名は日給制と出来高給制の併用（職種番号「24橋りょう世話役」）

※平均賃金は1日（8時間）当たりの額（円）

職種番号	職種	労働者数	元請				1次下請				2次下請				3次下請以降			
			労働者数	平均賃金	最高賃金	最低賃金	労働者数	平均賃金	最高賃金	最低賃金	労働者数	平均賃金	最高賃金	最低賃金	労働者数	平均賃金	最高賃金	最低賃金
1	特殊作業員	61	24	17,656	26,682	11,280	34	18,956	32,500	10,744	3	17,429	21,205	15,322	0	0	0	0
2	普通作業員	162	105	14,405	42,005	8,080	45	17,147	44,848	8,092	9	12,597	17,355	9,500	3	17,022	17,649	16,013
3	軽作業員	8	2	23,972	27,677	20,267	6	14,679	18,804	11,846	0	0	0	0	0	0	0	0
4	造園工	7	7	12,764	17,504	9,001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	とび工	27	0	0	0	0	25	17,289	26,648	8,182	2	18,231	22,727	13,735	0	0	0	0
7	石工	2	2	25,455	26,182	24,727	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	電工	33	24	25,562	38,025	15,011	7	16,002	26,330	11,449	2	12,511	13,892	11,129	0	0	0	0
10	鉄筋工	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	12,583	18,234	9,689	0	0	0	0
12	塗装工	1	0	0	0	0	1	12,500	12,500	12,500	0	0	0	0	0	0	0	0
13	溶接工	1	0	0	0	0	1	21,307	21,307	21,307	0	0	0	0	0	0	0	0
14	運転手(特殊)	34	23	18,636	29,455	10,000	8	21,706	29,345	12,078	3	22,547	38,889	11,000	0	0	0	0
15	運転手(一般)	19	11	12,682	18,182	9,437	8	13,960	19,908	10,529	0	0	0	0	0	0	0	0
24	橋りょう世話役	2	0	0	0	0	2	29,391	35,783	23,000	0	0	0	0	0	0	0	0
25	土木一般世話役	6	4	23,740	31,409	14,587	2	24,949	28,988	20,909	0	0	0	0	0	0	0	0
35	左官	2	0	0	0	0	2	16,514	16,853	16,175	0	0	0	0	0	0	0	0
36	配管工	26	12	21,876	27,273	16,182	8	25,208	34,337	19,731	6	24,206	34,110	16,767	0	0	0	0
37	はつり工	9	0	0	0	0	8	15,280	18,201	13,197	1	15,652	15,652	15,652	0	0	0	0
38	防水工	7	0	0	0	0	7	22,942	27,769	16,406	0	0	0	0	0	0	0	0
41	サッシ工	3	0	0	0	0	3	11,179	13,637	9,872	0	0	0	0	0	0	0	0
45	建具工	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	20,268	27,895	9,783	0	0	0	0
46	ダクト工	3	0	0	0	0	3	22,116	22,771	20,907	0	0	0	0	0	0	0	0
47	保温工	5	0	0	0	0	3	15,438	19,763	8,571	2	20,405	20,836	19,973	0	0	0	0
49	設備機械工	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	21,657	31,957	16,028	0	0	0	0
50	交通誘導員A	11	0	0	0	0	11	13,399	18,511	11,000	0	0	0	0	0	0	0	0
51	交通誘導員B	14	0	0	0	0	14	12,958	17,040	10,509	0	0	0	0	0	0	0	0
全 職 種		463	214	17,119	42,005	8,080	198	17,519	44,848	8,092	48	18,190	38,889	9,500	3	17,022	17,649	16,013
構 成 比			46.2%				42.8%				10.4%				0.6%			

※ 一次下請に共同企業体の構成員を含む。

※平均賃金、最低賃金、最高賃金は1日(8時間)当たりの額(円)

(7) 設計労務単価との比較

別表7

職種番号	職種	労働者数	設計労務単価 (令和7年度)	平均 賃金 (1日当たり)	割合	設計労務単価 (令和7年度) 時給換算	平均 賃金 時給換算	割合 90%以上 の人数	割合 80%以上 90%未満 の人数	割合 70%以上 80%未満 の人数	割合 60%以上 70%未満 の人数	割合 50%以上 60%未満 の人数	割合 40%以上 50%未満 の人数	割合 30%以上 40%未満 の人数	割合 20%以上 30%未満 の人数
1	特殊作業員	61	25,300	18,369	72.61%	3,163	2,296	11	7	12	17	9	5	0	0
2	普通作業員	162	20,900	15,115	72.32%	2,613	1,889	25	24	21	38	41	9	4	0
3	軽作業員	8	18,900	17,002	89.96%	2,363	2,125	3	1	2	2	0	0	0	0
4	造園工	7	23,900	12,764	53.41%	2,988	1,596	0	0	1	1	2	2	1	0
6	とび工	27	28,600	17,359	60.69%	3,575	2,170	2	4	3	2	8	5	0	3
7	石工	2	—	25,455	0.00%	—	3,182	—	—	—	—	—	—	—	—
9	電工	33	27,600	22,743	82.40%	3,450	2,843	14	2	5	2	6	4	0	0
10	鉄筋工	5	29,600	12,583	42.51%	3,700	1,573	0	0	0	1	0	2	2	0
12	塗装工	1	29,000	12,500	43.10%	3,625	1,563	0	0	0	0	0	1	0	0
13	溶接工	1	31,100	21,307	68.51%	3,888	2,663	0	0	0	1	0	0	0	0
14	運転手(特殊)	34	25,900	19,704	76.08%	3,238	2,463	10	7	1	5	5	5	1	0
15	運転手(一般)	19	21,500	13,220	61.49%	2,688	1,653	2	2	0	1	12	2	0	0
24	橋りょう世話役	2	45,000	29,391	65.31%	5,625	3,674	0	0	1	0	1	0	0	0
25	土木一般世話役	6	27,800	24,143	86.85%	3,475	3,018	3	0	2	0	1	0	0	0
35	左官	2	30,200	16,514	54.68%	3,775	2,064	0	0	0	0	2	0	0	0
36	配管工	26	25,500	23,439	91.92%	3,188	2,930	12	5	7	2	0	0	0	0
37	はつり工	9	30,600	15,322	50.07%	3,825	1,915	0	0	0	0	5	4	0	0
38	防水工	7	31,200	22,942	73.53%	3,900	2,868	0	1	5	0	1	0	0	0
41	サッシ工	3	29,000	11,179	38.55%	3,625	1,397	0	0	0	0	0	1	2	0
45	建具工	8	—	20,268	0.00%	—	2,533	—	—	—	—	—	—	—	—
46	ダクト工	3	25,200	22,116	87.76%	3,150	2,765	1	2	0	0	0	0	0	0
47	保温工	5	28,400	17,424	61.35%	3,550	2,178	0	0	2	2	0	0	1	0
49	設備機械工	7	28,500	21,657	75.99%	3,563	2,707	1	0	4	1	1	0	0	0
50	交通誘導員A	11	17,500	13,399	76.56%	2,188	1,675	2	0	5	4	0	0	0	0
51	交通誘導員B	14	14,600	12,958	88.75%	1,825	1,620	6	3	5	0	0	0	0	0
全 職 種		463	23,332	17,401	74.58%										
合計(石工、建具工除く)		453	23,847		72.97%			92	58	76	79	94	40	11	3
構成比(%)								20.3%	12.8%	16.8%	17.4%	20.8%	8.8%	2.4%	0.7%

※色付きの箇所は職種毎における最多人数の箇所

(8) 外国人労働者の状況

別表 8

職種番号	職種	労働者数	平均賃金	最高賃金		最低賃金			
				就業形態	賃金形態	就業形態	賃金形態	賃金形態	
2	普通作業員	16	10,632	15,382	常雇	月給制	8,080	常雇	日給制
4	造園工	2	10,973	12,945	常雇	月給制	9,001	常雇	月給制
6	とび工	3	8,182	8,182	常雇	月給制	8,182	常雇	月給制
10	鉄筋工	3	10,411	11,854	常雇	月給制	9,689	常雇	月給制
全職種		24	10,327	15,382			8,080		

※平均賃金は1日（8時間）当たりの額（円）

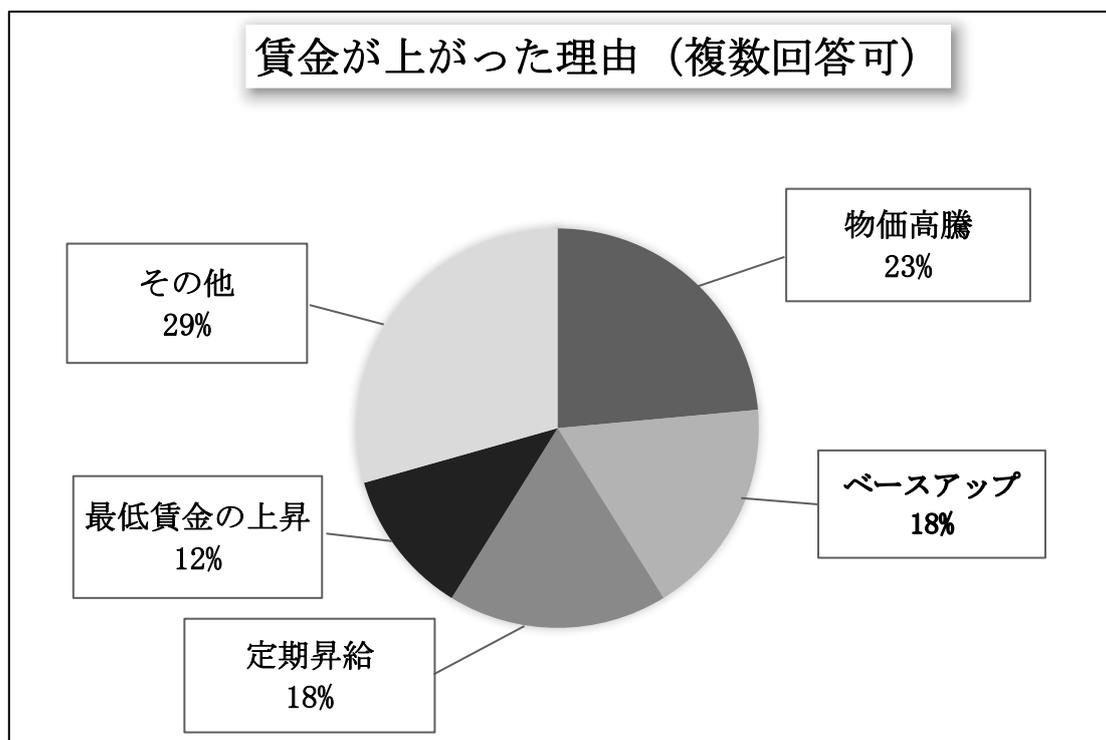
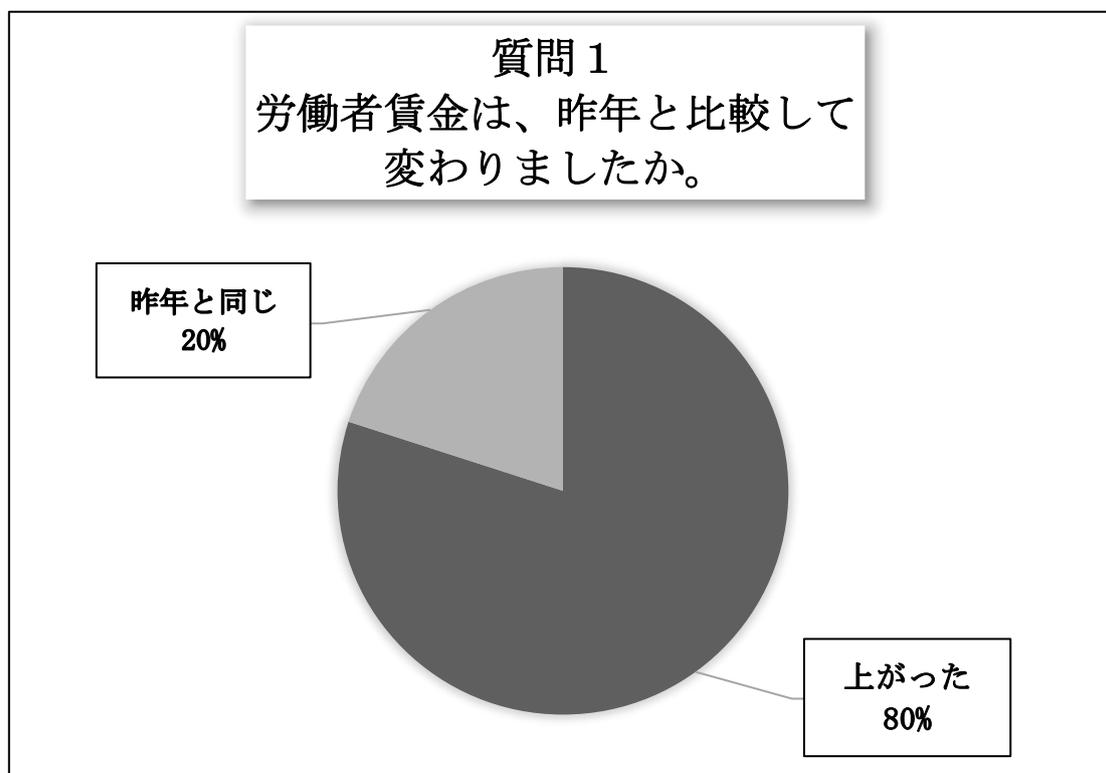
(9) 法定外労災保険の加入状況及び週休2日制取組状況

別表9

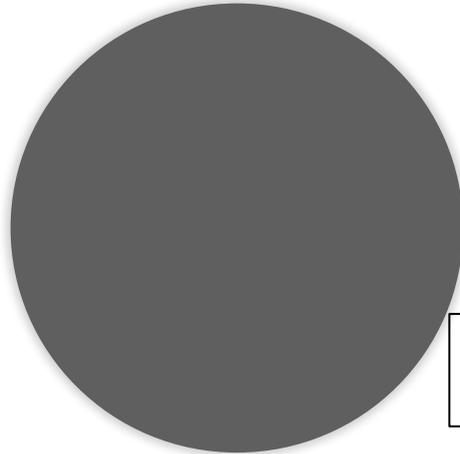
法定外労災保険の加入状況	回答業者数	法定の労災保険のみ 加入	法定外労災保険にも 加入	無記入 業者数
元請業者	47	5	42	0
下請業者	69	17	52	0
合 計	116	22	94	0

週休2日実施状況	回答業者数	4週8休以上実施	4週6休又は7休以上実施	4週5休以下	無記入 業者数
元請業者	47	26	18	3	0
下請業者	69	32	33	4	0
合 計	116	58	51	7	0

事業者調査結果と主な意見

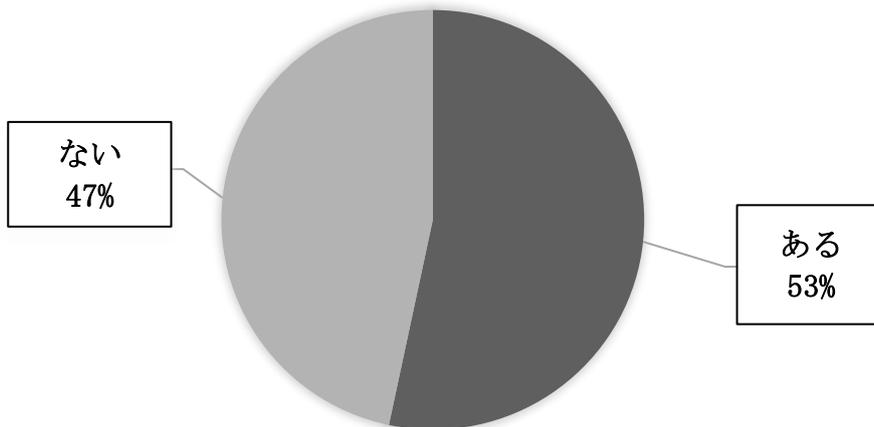


質問 2
工事に必要な作業員、技術者等は
充足していますか。



足りていない
100%

質問 3
公共工事設計労務単価に準じて、
賃金を支給する考えはありますか。



ない
47%

ある
53%

< 主 な 意 見 >

○作業員不足について

- ・作業員不足については、主にハローワークに依頼しているが、反応なし。
去年、作業員の親戚を採用したが、何らかの縁故採用でしか人が集まらない。
い。
- ・作業員不足については、夏に1名入社したが、イメージと違ったとすぐに退職してしまった。ハローワーク等に求人を出してもなかなか人が集まらない。
- ・作業員は足りていないが、求人募集をハローワーク等に出しても集まらないため、現状は関係会社から応援を出してもらって何とか仕事をまわしている。
- ・作業員については、不足しているが求人募集しても集まらない。ここ2～3年は退職者も新採用者もない。
- ・作業員については、不足しているが、ハローワーク等に依頼しても、人が集まらない。ここ2～3年新採用なし。

○会社の業績について（コロナ前後）

- ・コロナ後、業績は回復し、売り上げも上がったが、材料費や人件費等も上がっているため、なかなか利益に結び付かない。

- ・コロナ後、業績も回復傾向にあるが、コロナ前には戻ってはいない。
- ・材料費、リース料や人件費等が上がって利益がなかなか出ないため、賃金アップが困難である。
- ・コロナ中、会社は景気が良かったが、コロナ後は明確な理由は不明だが業績が少し下がった。
- ・会社の業績は、コロナの影響をほとんど受けなかった。
- ・法令上の特別な検査を受注しているため、少し工事が減ったくらいでコロナの影響はほとんど受けなかった。

旭川市公契約に係る労働者賃金等の実態調査試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市における公契約の基本を定める条例（平成28年旭川市条例第82号）に基づき、市が発注する工事に従事する労働者の賃金実態等を把握するとともにそれを検証し、公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保を図ることを目的に実施する、労働者賃金等の実態調査（以下「賃金等実態調査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(調査対象工事)

第2条 賃金等実態調査は、次に掲げる項目を全て満たす旭川市が発注した工事について実施するものとする。

(1) 設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）500万円以上の建設工事

(2) 調査対象年度の4月1日から8月31日までの間に1日以上施工期間が含まれる建設工事

2 元請事業者（共同企業体の場合は代表者。以下同じ。）が、前項に規定する工事を複数施工している場合は、そのうち請負金額（契約変更があった場合、当初の請負金額をいう。以下同じ。）の最も高い工事を対象とするものとし、1事業者1調査とする。ただし、請負金額の最も高い工事に、第5条に規定する労働者（以下「調査対象労働者」という。）が従事していない場合は、他の調査対象労働者が従事する工事のうち請負金額の最も高い工事を対象とするものとする。なお、共同企業体施工における請負金額は、契約金額にそれぞれの出資率を乗じた金額で比較するものとする。

3 下請事業者（元請事業者として対象工事のない者）にあつては、元請事業者から依頼を受けた対象工事のうち請負金額の最も高い工事を対象とする。ただし、請負金額の最も高い工事に調査対象労働者が従事していない場合は、他の調査対象労働者が従事する工事のうち請負金額の最も高い工事を対象とするものとする。

4 市長は、調査対象工事である旨を入札公告又は指名通知において示すものとする。

5 市長は、第1項第2号に示す工事の発注が終了した後、元請事業者に対して、本調査の依頼とともに調査対象工事を通知するものとする。

6 前項の通知を受けた元請事業者は、当該工事を下請したすべての事業者（二次以降の下請事業者を含む。（元請事業者が共同企業体の場合は、構成員を含む。））に調査の協力を依頼するものとする。なお、共同企業体の構成員が元請事業者として他の調査対象工事を施工している場合は、元請事業者として施工した工事を対象とするものとする。

7 調査対象工事の抽出に関する例示は、別紙のとおりとする。

(調査期間)

第3条 賃金等実態調査は、9月から11月までの間に実施するものとする。

(調査対象者)

第4条 調査対象者は、元請事業者及び下請事業者（警備会社を含む。以下同じ。）にか

かわらず、第2条第1項に該当する工事を施工した事業者とする。

(対象となる労働者)

第5条 賃金等実態調査の対象となる労働者は、次の各号に該当する労働者を除く調査対象工事に従事した元請事業者及びその下請事業者の労働者であって、調査対象工事の施工期間のうち、調査対象年度の4月1日から8月31日の間に1日以上従事し、国土交通省が「公共工事設計労務単価」において定める職種に該当する者とする。

- (1) 役員
- (2) 賃金を経費（材料費、機械経費、燃料代など）込みで受け取っている労働者
- (3) 現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等）
- (4) 事務員、給食担当者等の工事に直接携わらない労働者
- (5) オペレータ付きクレーンリースの運転手

(調査項目)

第6条 賃金等実態調査は、次の事項について調査するものとする。

- (1) 対象労働者の労働賃金単価（「公共工事設計労務単価」の定義によるものとし、当該工事分を含め労働者に支払った1か月分の賃金により算出する。）
- (2) 外国人労働者の有無
- (3) 事業者の週休2日制への取組状況
- (4) 事業者の法定外労働者災害補償保険の加入状況
- (5) 従事する労働者の年齢や経験年数
- (6) 時間外手当
- (7) その他必要な事項

(調査方法)

第7条 賃金等実態調査は、調査票（様式第1号）により行うものとし、各調査対象者が直接市長に提出するものとする。

- 2 市長は、提出された調査票の記載内容を確認するため、必要があるときは調査対象者に対し説明を求め、又は、雇用契約書又は賃金台帳等の書類の提出等を求めるものとする。
- 3 市長は、労働者賃金等の動向について把握するため、調査票を提出した中から抽出した事業者について聞き取り調査を行うものとする。

(調査結果の公表)

第8条 調査結果は、旭川市ホームページにおいて、集計した内容を公表するものとする。

(その他)

第9条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月4日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年8月19日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要領による改正後の旭川市公契約に係る労働者賃金等の実態調査試行要領第2条第1項第2号の規定は、施行日以降に行われる公告に係る建設工事について適用し、施行日前に行われた公告に係る建設工事については、なお従前の例による。

旭川市労働者賃金等の実態調査(工事)調査票

様式第1号

貴社 〔賃金支払事業主〕	名称	
	住所	
	TEL	
	調査票作成者氏名	

週休2日制への取組	番号	①4週8休以上実施 ②4週6休以上実施 ③4週5休以下
-----------	----	-----------------------------

労働基準監督署が取り扱う法定の労災保険に加えて、任意の法定外労災保険に加入していますか	1 法定の労災保険に加えて、法定外の労災保険にも加入している
	2 法定の労災保険にのみ加入している

工事名 (この調査票の対象とした)		
上の工事を 直接受注した業者名 (元請負人)	共同企業体施工の場合は、共同企業体名を記入してください。	
上の工事における 貴社の 元請・下請等の状況	番号	
		① 単体施工の元請事業者である ② 共同企業体施工の代表者である ③ 共同企業体施工の構成員である ④ 単体または共同企業体施工の一次下請事業者である ⑤ 単体または共同企業体施工の二次下請事業者である ⑥ 単体または共同企業体施工の三次以降の下請事業者である

【労働者賃金】

番号	職種番号	見習い・手元等	外国人実習生・研修生	年齢	性別	経歴年数	就業形態	賃金形態	賃金計算月	労働賃金単価 1日(8時間)当たり	所定内労働日数	所定内労働時間数	基本日額	賃金等								
														基本給相当額		基準内手当	臨時の賃金(賞与等)の年額	年間労働日数	実物給与	時間外手当	時間外労働時間	
														基本給	出来高給							(単位)円/月
1										(単位)円	日	時間	(単位)円	(単位)円/月	(単位)円/月	(単位)円/月	(単位)円/年	日	(単位)円	(単位)円/月	時間	
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						

※ 労働者が11人以上いる場合は、行を追加して記入してください。ただし、列は追加しないでください。
 ※ 別紙「旭川市労働者賃金等の実態調査(工事)調査票」の記入方法を参照して各項目を記入してください
 ※ 職種番号は、別紙「職種表」及び「記入方法」(2)にある職種から、主として従事した作業について数字を入力してください。
 ※ 賃金計算月は、この工事に従事した期間のうち、何月の賃金について計算しているかを記入してください。
 ※ 基準内手当には、時間外手当を含めないでください。